

中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的
考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について
(答申)

平成27年(2015年)6月
中野区環境審議会

《 目次 》

はじめに	1
I 基本計画改定に当たっての現状認識	2
1 世界の動向	2
2 国の動向	2
3 東京都の動向	4
4 中野区の動向	4
II 基本計画改定に当たっての基本的考え方	6
1 改定の考え方	6
2 位置づけ	6
3 計画期間及び改定時期	7
III 基本計画に盛り込むべき事項	8
1 環境像	8
2 基本となる目標の考え方	9
3 重点的に取り組むテーマ	10
4 テーマ別の取組の方向	11
＜資料＞	
1 諮問文	16
2 第4期中野区環境審議会委員名簿	17
3 第4期中野区環境審議会の開催状況	18
4 関係規程	20

はじめに

平成 20 (2008) 年 5 月に策定された「中野区環境基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、中野区は地球温暖化対策を中心に様々な環境施策の取り組みを進めてきました。

しかし、平成 23 (2011) 年 3 月 11 日の東日本大震災と原子力発電所事故を機に、国はエネルギー政策の枠組みの見直しを進め、平成 26 (2014) 年 4 月には新しい「エネルギー基本計画」が閣議決定されました。また、国の地球温暖化対策も、新しい「エネルギー基本計画」を踏まえ、見直しが行われるとされています。さらに、東京電力管内の全原子力発電所の停止によって、当面、CO₂を多く排出する火力発電への依存が高まり、電力の CO₂ 排出係数が増加しているなど、基本計画を策定した当初とは、状況が大きく変わりました。

中野区としては、新しい中野をつくる 10 か年計画 (第 2 次) に定める地球温暖化防止戦略を着実に推進していかなければならないことから、国のエネルギー政策・地球温暖化対策の見直しを待たず、平成 25 (2013) 年 9 月に「中野区環境基本計画第 2 次アクションプログラム」を策定して、環境施策を実施してきました。

このような中、第 4 期中野区環境審議会は、平成 26 (2014) 年 5 月 16 日に中野区長から、「中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について」諮問を受けました。

本審議会では、世界や国の動向、東京都の環境に関する計画の取り組みなどの資料に基づき、国際的な地球温暖化対策の方向性や日本の置かれている状況などについて認識の共有化を図りました。こうした中野区を取り巻く状況を念頭に、中野区の現状及び環境行政の概要、基本計画第 2 次アクションプログラムの進捗状況などの資料を基に、基本計画改定の基本的な考え方や環境像、重点的に取り組むテーマなどについて、6 回にわたり審議を重ねてきました。その審議結果として、諮問事項についての答申を取りまとめるに至りました。

本答申が、今後改定される基本計画に十分反映され、中野区のめざす環境像の実現に向けた取り組みが、区民、事業者の日常の生活や活動の中に着実に広がり、推進されていくことを期待します。

I 基本計画改定に当たっての現状認識

1 世界の動向

【新しい枠組みの合意をめざして】

平成 25 (2013) 年 11 月に開催された国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議 (COP19) では、平成 32 (2020) 年以降の枠組みについて、すべての国が自主的な温室効果ガス削減目標や貢献策を示すことで合意しました。平成 26 (2014) 年 12 月に開催された COP20 での検討を経て、京都議定書に代わる新たな枠組みについて、平成 27 (2015) 年末にパリで開かれる COP21 での合意をめざしています。

【温室効果ガスの抑制に向けて】

平成 26 (2014) 年 4 月に公表された、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 5 次評価報告書の第 3 作業部会報告書 (気候変動の緩和) では、このまま追加的な温室効果ガスの抑制に取り組まないと、2100 年における世界の平均気温は、産業革命前の水準と比べ 3.7~4.8℃上昇するとされています。2℃未満に抑制するには、2050 年までに世界全体で温室効果ガス排出量を 2010 年と比べて 40~70%削減し、2100 年にはゼロまたはマイナス (植物などによる CO₂ 固定や、CO₂ を地中に埋めることなど) にする必要があります、としています。

2 国の動向

【平成 32 (2020) 年度以降の温室効果ガス排出削減目標】

平成 21 (2009) 年 9 月に開催された国連気候変動サミットで、国は、平成 32 (2020) 年までに温室効果ガス排出量を平成 2 (1990) 年比で 25%削減することを表明していましたが、平成 23 (2011) 年 3 月 11 日の東日本大震災及び原子力発電所事故を機にエネルギー政策の見直しを進めています。平成 25 (2013) 年 11 月の COP19 では、平成 32 (2020) 年度の温室効果ガス排出削減目標を、平成 17 (2005) 年度比で 3.8%減とすると表明しました。この目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標です。

平成 27 (2015) 年 4 月 30 日に中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合で、平成 42 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 26.0% (平成 17 (2005) 年度比で 25.4%) 減とする温室効果ガス削減目標 (案) が示され、6 月 2 日に地球温暖化対策推進本部で政府原案が了承されたところです。

【長期的な温室効果ガス排出削減目標】

平成 24 (2012) 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画には、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減をめざす長期的な目標を記載しています。

【「京都議定書」後の取り組み】

京都議定書締約国のうち、第一約束期間で排出削減義務を負う国の排出量は世界の 4 分の 1 に過ぎないことなどから、国は、第二約束期間 (平成 25 (2013) 年から平成 32 (2020) 年) に参加しないこととしました。平成 25 (2013) 年 3 月には、「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定され、地方公共団体、事業者及び国民には、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取り組みを推進すること等が示されています。

【エネルギー基本計画の策定】

平成 26 (2014) 年 4 月には、エネルギー政策の基本的な方向性を示す第 4 次エネルギー基本計画を閣議決定しています。

【都市の低炭素化の促進に関する法律の施行】

平成 24 (2012) 年 12 月に都市の低炭素化の促進に関する法律 (エコまち法) が施行されました。まちづくりに、地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりの取り組みが進められています。

【適応計画の策定に向けて】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出抑制策だけでなく、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する「適応」が必要とされており、平成 27 (2015) 年夏を目途に、適応計画の閣議決定に向けて検討が進められています。

3 東京都の動向

【スマートエネルギー都市をめざして】

平成 24 (2012) 年 5 月、「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」を策定しました。省エネ対策の基本となる「賢い節電」の取組方針に加え、「賢い節電」を土台とし、低炭素、快適性、防災力の 3 つを同時に実現する「スマートエネルギー都市」をめざして、東京都が進めていく取組について示しています。

【東京都長期ビジョンの策定】

平成 26 (2014) 年 12 月に「東京都長期ビジョン」を策定しました。「政策指針 20 スマートエネルギー都市の創造」では、「エネルギー消費量を平成 32 (2020) 年までに 20%、平成 42 (2030) 年までに 30%削減 (平成 12 (2000) 年比)」、「再生可能エネルギーによる電力利用割合を平成 36 (2024) 年までに 20%程度に拡大」、「水素の製造から利用までの課題が解決し、水素を活用した取組が本格化」などを掲げています。

4 中野区の動向

【基本計画の推進】

平成 20 (2008) 年 5 月には、平成 20 (2008) 年度から平成 29 (2017) 年度までの 10 年間を計画期間として、基本計画を改定しました。この中で、平成 29 (2017) 年度に中野区から排出される CO₂ 排出量を、平成 16 (2004) 年度の排出量と比較して約 10% (約 9 万トン-CO₂) 削減することをめざしています。

【中野区地球温暖化防止条例の制定】

平成 23 (2011) 年 7 月には、中野区地球温暖化防止条例を施行し、区、区民等及び事業者の努力義務を定め、地球温暖化を防止する 4 つの対策 (再エネ設備や省エネ性能の高い製品の導入、環境物品等の選択など) を推進しています。

【基本計画第2次アクションプログラムの策定】

平成 25 (2013) 年 9 月には、中野区独自の取組である、家庭の CO₂ 排出量の削減を促進するなかのエコポイント制度や、なかの里・まち連携自治体と連携したカーボン・オフセット事業など、CO₂ 排出量の削減に重点的に取り組む事業を示した基本計画第2次アクションプログラムを策定し、推進しています。

【中野区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定】

平成 26 (2014) 年 7 月には、区内の 1 事業者として、中野区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、目標達成に向けて取り組んでいます。

【中野区基本構想及び新しい中野をつくる 10 か年計画の改定】

平成 27 (2015) 年 3 月に中野区基本構想審議会から提出された答申「社会経済状況の変化やこれから先の長期的な社会動向等を見据えた、中野区基本構想の改定に当たっての基本的な考え方及び盛り込むべき事項について」を受け、中野区基本構想及び平成 28 (2016) 年度から平成 37 (2025) 年度までの 10 年間を計画期間とする新しい中野をつくる 10 か年計画（以下「10 か年計画」という。）の改定について、検討が進められています。

Ⅱ 基本計画改定に当たっての基本的考え方

「Ⅰ 基本計画改定に当たっての現状認識」に示した、世界、国、東京都及び中野区の動向を背景に、基本計画を策定した当初とは大きく変動している状況を踏まえて、基本計画を改定する必要があると考えます。

1 改定の考え方

基本計画の改定に当たっては、次の考え方を盛り込む必要があると考えます。

- ① 地球温暖化対策を中心にする事。
- ② 重点的に取り組むテーマを明確にすること。
- ③ 人類共通の重大な課題である地球温暖化について、区としての取組を発展させること。
- ④ 区民・事業者・区の連携を一層進め、一体となって取り組むこと。
- ⑤ 数値目標や指標を設け、進行管理を行うこと。
- ⑥ 10か年計画の改定に合わせて、内容や計画期間等と整合を図ること。

2 位置づけ

基本計画は、区政全体の環境に関する指針であり、「中野区みどりの基本計画」及び「中野区一般廃棄物処理基本計画」と整合を図った計画であるとともに、現計画と同様、引き続き地球温暖化対策の推進に関する法律[※]に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」とする必要があると考えます。

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律の平成20(2008)年6月改正(平成21(2009)年4月施行)により、「地球温暖化対策地域推進計画」が「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」に変更となりました。それに伴い、地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画である「事務事業編」の策定義務と、当該区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策についての計画である「区域施策編」の策定努力義務が課されています。

3 計画期間及び改定時期

(1) 計画期間

10 か年計画の改定と整合を図るため、現時点では平成 28 (2016) 年度を初年度とし、平成 37 (2025) 年度までの 10 年間とする必要があると考えます。

また、具体的な取組施策 (アクションプログラム) の計画期間は 5 年程度とし、10 年後を見据えて、基本計画本体を改定するまでに何を達成するのかを定めた実行計画とする必要があると考えます。

(2) 改定時期

10 か年計画と合わせて改定を行う必要があると考えます。このことから、概ね 5 年後、または、今後、区を取り巻く社会経済情勢が大きく変化した場合には必要に応じて改定する必要があると考えます。

また、具体的な取組施策 (アクションプログラム) も、基本計画改定に合わせて見直す必要があると考えますが、進捗状況によっては必要に応じて見直す必要があると考えます。

Ⅲ 基本計画に盛り込むべき事項

1 環境像

中野区のめざす環境像には、次のような基本的な考え方が反映される必要があると考えます。

【環境負荷の少ない低炭素まちづくり】

区民、事業者及び区の連携・協働により、環境とまちのにぎわいが調和し、再生可能エネルギーの導入など、環境負荷の少ない、真に豊かで持続可能な活力ある低炭素なまちづくりが進み、次世代に引き継がれている。

【地球的視野に立ち身近な地域で行動】

人類共通の重大な課題である地球温暖化を防止するため、一人ひとりが地球的視野に立って考え、環境を大切にすることを常に持ち、身近な地域で環境に配慮した行動をしている。

【省エネで資源循環型のライフスタイル】

少ない資源・エネルギー消費でも快適に暮らせる情報・技術・知恵が共有され、我慢するのではなく楽しみながら実践することにより、再生可能エネルギーを活用した、省エネかつ資源循環型のライフスタイルが、日常の生活や事業活動に根づいている。

【みどりを育て、やすらぎのある生活】

身近なみどりを育て、都市の暮らしの中で、うるおいとやすらぎを感じられる住環境が確保されている。

2 基本となる目標の考え方

基本計画は「Ⅱ基本計画改定に当たっての基本的考え方」に示した通り、地球温暖化対策を中心とした計画であり、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねることから、CO₂排出量の削減目標と、エネルギー消費量の削減目標を基本に掲げる必要があります。その目標については、次のような考え方が反映される必要があると考えます。なお、資源循環（ごみの減量等）やみどりなどに関する目標は、引き続き個別計画で設定していく必要があると考えます。

【国のエネルギー政策・地球温暖化対策の動向を踏まえた目標設定】

国における、平成 32 (2020) 年度の温室効果ガス排出削減目標は、平成 17 (2005) 年度比で 3.8%減としています。この目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標です。今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定するとしています。

平成 27 (2015) 年 4 月 30 日に中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合で、平成 42 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 26.0% (平成 17 (2005) 年度比で 25.4%) 減とする温室効果ガス削減目標 (案) が示され、6 月 2 日に地球温暖化対策推進本部で政府原案が了承されたところです。

そのため、国のエネルギー政策や地球温暖化対策の動向を踏まえて、区の目標を設定する必要があると考えます。

【目標への「CO₂排出量の削減」と「エネルギー消費量の削減」の併記】

中野区では、温室効果ガス排出量の約 96%以上を占めている CO₂を重点的に削減する必要があると考えます。CO₂排出量は、電力の CO₂排出係数の増減により大きく影響を受けるため、平成 23 (2011) 年 3 月 11 日の東日本大震災及び原子力発電所事故以降、大きく変動している状況にあります。こうした中で、区民や事業者の省エネ努力の成果が明確な数値として表れるエネルギー消費量の削減についても、削減目標として位置づける必要があると考えます。

そのため、削減目標は、「CO₂排出量の削減」と「エネルギー消費量^{*}の削減」を併記した目標にする必要があると考えます。

(参考)

平成 26 (2014) 年 3 月に策定された「東京都の省エネルギー目標」は、「平成 32 (2020) 年までに東京のエネルギー消費量を平成 12 (2000) 年比で 20% 削減する」という、エネルギー消費量そのものに着目した新たな目標で「東京都長期ビジョン」に引き継がれています。電力の CO₂ 排出係数の増加により、CO₂ 排出量の推移だけでは、事業者・都民の省エネ努力の効果がわかりにくい状況になっています。そのため、事業者や都民等の省エネ・節電の成果が明確となるよう、エネルギー消費量を削減目標としています。

※ エネルギー消費量とは、購入電力、都市ガス、灯油、ガソリン、LPG 等の各エネルギー消費量に、それぞれのエネルギー源に対応する熱量換算係数を乗じて算出された量 [単位：J (ジュール)]。

3 重点的に取り組むテーマ

現行の基本計画では、中野区のめざす環境像の実現に向け、4つのプロジェクトとして「環境エネルギープロジェクト」、「みどりを守り自然を活かすプロジェクト」、「環境に配慮した快適なまちづくりプロジェクト」及び「区役所の二酸化炭素排出ゼロプロジェクト」を設けています。

当審議会では、それらプロジェクトを念頭に置きつつも、中野区を取り巻く状況や今後の中野区がめざすまちの姿を踏まえ、5つの重点的に取り組むテーマとして「低炭素まちづくり」「ライフスタイル」「循環型社会」「都市緑化」及び「大規模事業者としての区の環境配慮」を設定し、協議を進めてきました。

今後、基本計画の改定を進めるに当たっては、これら重点的に取り組むテーマで示した取組の方向性を踏まえ、新たな基本計画がめざす環境像の実現に向けたプロジェクトの再編を検討する必要があると考えます。

4 テーマ別の取組の方向

(1) 低炭素まちづくり

- ・ 今後、まちづくりを進めるに当たっては、エコまち法に基づき、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進、みどり・エネルギーの面的管理、建築物の低炭素化など、方針を定めて計画的に進めていく必要があると考えます。
- ・ 土地の高度利用に伴う大規模な都市再生プロジェクトの実施に当たっては、例えば高効率機器や再生可能エネルギーの導入、建物や街区間の電気・熱融通など面的なエネルギーマネジメントの仕組みの構築、オープンスペースや道路空間を活用したみどりのネットワーク構築など、環境配慮型のまちづくりを進めていく必要があると考えます。
- ・ 大規模公園等の着実な整備や緑化推進、建物へのBEMS（ビルエネルギー管理システム）・HEMS（家庭のエネルギー管理システム）の導入や断熱化の促進など、低炭素化と同時に生活空間の安全性と快適性を高め、だれもが健康に暮らせるまちづくりをめざす必要があると考えます。
- ・ 地球温暖化やヒートアイランド現象に起因すると言われている、局地的豪雨に備えた河川の改修や下水路の整備など、温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する適応策について検討する必要があると考えます。

(2) ライフスタイル

- ・ 「環境への配慮」と「健康で快適な生活」が両立する低炭素なライフスタイルに転換するため、「目標に向けてガマンしながら必死に頑張るのではなく、毎日を楽しく暮らしながら、低炭素社会を作ろうという発想」を盛り込む必要があると考えます。
- ・ 再生可能エネルギーを利用した設備や省エネ性能の高い製品などの利用が進むとともに、豊かな低炭素社会をめざして、最新の情報・技術・知恵を共有し、エネルギー消費が少ない、環境に配慮した取組が、区民生活の中に根づいていく必要があると考えます。
- ・ 家庭や学校、地域、事業所など様々な場面において、環境教育・学習を推進することにより、環境意識を向上させていく必要があると考えます。

(3) 循環型社会

- ・ 区民や事業者、区が連携し、環境負荷の少ない方法で、ごみの発生抑制やより一層の資源化に取り組む必要があると考えます。
- ・ 区民や事業者、区がそれぞれの役割を果たすことによって、ごみの適正排出と資源化推進の意識を高め、具体的な行動を浸透させる必要があると考えます。
- ・ 単なるごみ減量のための発生抑制・資源化推進ではなく、環境への負荷や、ごみそのものの発生を抑制するライフスタイルや事業活動が定着した「環境に配慮した行動が区民生活の中に根づいているまち」を実現する必要があると考えます。

(4) 都市緑化

- ・ みどりを増やしていくことで、大気中のCO₂吸収による地球温暖化の防止や、蒸発散作用などによるヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善が期待できます。
- ・ 緑化相談や草木の苗木即売など、みどりを増やし育てる事業を推進して、庭木の育成やベランダ・屋上緑化など、身近なところでみどりを増やす取組を進め、みどりが人々の心にやすらぎを与えていることが必要だと考えます。
- ・ 保護樹林等の指定による維持管理の支援を行い、庭木や垣根などの私有地における目に見えるみどりを確保する必要があると考えます。
- ・ 地域での緑環境の整備等に貢献のあった個人・団体・事業者等の社会貢献活動を表彰することで、区民等への緑化推進に対する意識を高めたり、緑化に協力するボランティアの活用を進める必要があると考えます。

(5) 大規模事業者としての区の環境配慮

- ・ 区内の大規模事業者である区は、環境マネジメントシステムの着実な運用等により、区民や事業者の参考となるような「モデル事業者」として、先進的なCO₂削減に取り組む必要があると考えます。
- ・ 区有施設における床面積当たりのエネルギー消費量の削減及びCO₂排出量の削減を図るために、区が事業活動の際に使用するエネルギー消費量の削減を図るとともに、再生可能エネルギーによる新電力からの電力調達を推進する必要があると考えます。

- 省エネによる CO₂ 排出量の削減の取り組みに加え、環境負荷の少ない物品等の調達推進、ごみ排出量削減、紙・水道使用量の削減などの環境対策を行う必要があると考えます。
- 区有施設をはじめ、区が管理する道路及び道路附属物、公園及び橋梁などのインフラストラクチャーについては、長寿命化を推進することにより、建替や更新により発生する CO₂ を削減する必要があると考えます。
- 新区役所を含めた区有施設の整備や改修に当たっては、太陽光発電の導入、照明器具の LED 化や環境負荷の少ない資材の活用などにより、環境性能に十分配慮し、地球環境への負荷を可能な限り低減するとともに、建築や解体工事に伴う廃棄物の排出抑制と適正処理を行う必要があると考えます。
- 区有施設におけるみどりを確保するため、施設整備や改修などの際には、十分緑化に配慮する必要があると考えます。

< 資料 >

1 諮問文

26 中環地第 311 号
平成 26 年 5 月 16 日

中野区環境審議会会長 様

中野区長 田 中 大 輔

中野区環境審議会への諮問について

中野区環境基本条例第 11 条第 3 項及び同条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

《諮問事項》

中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について

《諮問理由》

中野区環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成 20 年度を初年度とし平成 29 年度までの 10 年間で計画期間として策定しました。策定後 6 年が経過しますが、この間に基本計画策定当初とは状況が大きく変化しました。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災と原子力発電所事故を機に、国はエネルギー政策の枠組みの見直しを進め、平成 26 年 4 月には、新しい「エネルギー基本計画」が閣議決定されたところです。また、国の地球温暖化対策も、新しい「エネルギー基本計画」を踏まえ、見直しが行われるとされています。さらに、東京電力管内の全原子力発電所の停止によって、当面、CO₂を多く排出する火力発電への依存が高まり、電力の CO₂排出係数が大幅に増加している状況です。

このように、基本計画を策定した当初とは大きく変動している状況を踏まえ、基本計画を改定する必要があります。

一方、区では、平成 26 年度から 27 年度にかけて、中野区基本構想及び新しい中野をつくる 10 か年計画（第 2 次）の改定作業を予定しています。上位計画である「新しい中野をつくる 10 か年計画」と、計画期間や目標とする姿・目標値、事業の取り組み等について、整合性が図られたものとしていきたいと考えています。

については、以上の趣旨を踏まえ、基本計画の改定にあたっての基本的考え方と、基本計画に盛り込むべき事項等についてご審議をお願いするものです。

2 第4期中野区環境審議会委員名簿

任期：平成26年5月16日～平成28年5月15日

(敬称略)

区分	氏名	所属等
区民 (7名)	大野 道高	中野区町会連合会
	高橋 登志子	中野区町会連合会 (女性部)
	小野 光	中野区清掃協力会
	佐々木 直巳 (平成26年7月18日～)	中野区立中学校PTA連合会
	関口 俊夫	中野区地域環境アドバイザー
	井上 於菟	公募
	中井 敏雅	
事業者 (9名)	明石 浩一	中野区商店街連合会
	赤星 義彰	東京商工会議所中野支部
	田中 淳正 (～平成27年3月26日)	中野工業産業協会
	高村 慎一 (平成27年3月27日～)	
	鳥羽 修平	中野区造園緑化業協会
	荻原 和也 (～平成26年11月6日)	東京電力株式会社 荻窪支社
	徳本 一義 (平成26年11月7日～)	
	田辺 謙二	東京ガス株式会社 中央支店
	福嶋 豊	積水ハウス株式会社
	堤 健一 (～平成26年11月6日)	三菱自動車工業株式会社
	大石 博基 (平成26年11月7日～)	
	山村 宜之	麒麟株式会社
学識経験者 (4名)	◎大沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部
	○田中 充	法政大学社会学部
	伊香賀 俊治	慶應義塾大学理工学部
	藤原 孝行	公益財団法人 東京都環境公社 東京都環境科学研究所

◎：会長 ○：副会長

合計20名

3 第4期中野区環境審議会の開催状況

(1) 検討経過

回数	開催日	主な内容
第1回	平成26年 5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・審議事項の諮問 ・中野区の現状及び環境行政の概要について ・第1期中野区地球温暖化防止対策審議会の審議報告について ・環境行動・意識調査（区民・事業者）の概要について
第2回	7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・国、東京都及び中野区の動向について ・中野区環境基本計画第2次アクションプログラムの進捗状況について ・中野区環境基本計画改定の基本的な考え方等について ・「環境」に関するアンケート調査の実施について ・2011年度温室効果ガス排出量（推計）算出結果について ・中野区基本構想及び新しい中野をつくる10か年計画改定方針について
第3回	11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境」に関する区民・事業所アンケート結果報告（速報）について ・環境像と環境像の基本的な考え方について ・重点的に取り組むテーマの検討について
第4回	平成27年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境」に関する区民・事業所アンケートの結果報告について ・重点的に取り組むテーマの検討について ・答申の構成（案）について ・答申の取りまとめについて
第5回	3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について
第6回	6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の決定について ・区長への答申

(2) 審議会事務局及び出席職員

<事務局> (6名)

環境部長

小谷松 弘市

(～平成27年3月31日)

戸辺 眞

(平成27年4月1日～)

環境部副参事(地球温暖化対策担当)

鳥井 文哉

環境部 地球温暖化対策担当職員

4名

<出席職員> (11名)

政策室副参事(基本計画担当)

森 克久

経営室副参事(施設担当)

石井 正行

(～平成27年3月31日)

宮崎 勇一郎

(平成27年4月1日～)

経営室副参事(行政監理担当)

岩浅 英樹

(～平成26年7月15日)

田中 謙一

(平成26年7月16日～)

都市政策推進室副参事(中野駅周辺計画担当)

石井 大輔

子ども教育部副参事(子ども教育施設担当)

伊藤 正秀

(～平成27年3月31日)

浅野 昭

(平成27年4月1日～)

環境部副参事(ごみゼロ推進担当)

高橋 均

環境部 清掃事務所長

杉本 兼太郎

環境部副参事(生活環境担当)

浅川 靖

都市基盤部参事(都市計画担当)

豊川 士朗

都市基盤部副参事(都市基盤整備担当)

千田 真史

教育委員会事務局副参事(学校教育担当)

伊東 知秀

(～平成27年3月31日)

石濱 良行

(平成27年4月1日～)

4 関係規程

中野区環境基本条例

平成10年3月27日

条例第19号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 区民、事業者及び区の協働(第9条・第10条)

第3章 環境の保全の推進(第11条—第14条)

第4章 環境審議会(第15条・第16条)

第5章 雑則(第17条)

附則

私たちのまち中野は、都心に近く、利便性の高い住宅都市として発展してきた。

しかし、都市化の進展により、みどりや水辺の減少、ひろばの不足、大気汚染などの問題も抱えている。

また、物質的に豊かで便利な私たちの生活やそれを支える産業活動は、資源の大量消費による廃棄物の問題などを生み出したばかりでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊をもたらすなどすべての生命及び生活の基盤であるかけがえのない地球の環境をも脅かしている。

今こそ、私たちは、地球の環境を視野におきながら、健康で安全かつ豊かな環境を享受する権利の実現を図り、持続的な発展が可能な社会を将来の世代に引き渡していかなければならない。

このような認識の下に、区民、事業者及び中野区は、これまで培ってきた環境の保全の取組をさらに発展させ、協働して良好な環境

を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者及び中野区(以下「区」という。)の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 自然の循環を重視すること。
- (2) 人と他の生き物が共にすめる環境をつくること。
- (3) すべての資源を有効に活用すること。

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。

- (2) みどり、水、土壌、大気、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- (6) まちの美化、良好な景観の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(区民の責務)

第5条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減を図るなど、環境の保全に自ら積極的に取り組むものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減を図るため必要な措置を講ずるなど、環境の保全に自ら積極的に取り組むものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供を行うとともに、環境への負荷に関する情報の公開の求めに応じるよう努めるものとする。

(意見の申出)

第7条 区民及び事業者は、環境の保全に関して区長に意見を申し出ることができる。

2 区長は、前項の申出があったときは、適切な措置を講ずるものとする。

(開発等における環境への配慮)

第8条 区民、事業者及び区は、開発等の行為を行うに当たっては、当該行為が良好な環境を創出する機会となるよう努めるも

のとする。

第2章 区民、事業者及び区の協働 (協働)

第9条 区民、事業者及び区は、自らの責務を果たすとともに、協働して環境の保全に努めるものとする。

(協働の取組)

第10条 区民、事業者及び区は、次に掲げる事項について協働して取り組むものとする。

- (1) 情報を相互に提供し、意見を交換すること。
- (2) 地域、家庭、職場、学校等の多様な場において環境学習及び環境教育の推進を図ること。
- (3) 青少年の自主性を尊重しつつ、青少年が環境の保全のため積極的に行動するよう支援すること。
- (4) 具体的な行動の日を設け、環境の保全について理解を深めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全について必要な事項

第3章 環境の保全の推進
(環境基本計画)

第11条 区長は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、中野区環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の体系
- (3) その他環境の保全に関する重要事項

3 区長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ中野区環境審議会の意見を聴

かなければならない。

- 4 区長は、基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 区長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第12条 区長は、環境の実態を明らかにし、及び環境の保全に資するため、環境白書を作成し、公表するものとする。

(事業者への要請)

第13条 区長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対して環境の保全についての要請を行い、報告を求めることができる。

(国、東京都等との協力)

第14条 区は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都その他地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)

第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、中野区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、環境の保全に関し特に必要な事項について、区長に意見を述べる事が

できる。

(委員)

第16条 審議会の委員は、20人以内とし、区民、事業者及び学識経験者のうちから区長が委嘱する。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(略)

中野区環境審議会規則

平成10年4月1日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区環境基本条例(平成10年中野区条例第19号)第15条に規定する中野区環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 審議会の委員の任期は、2年とする。

ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の審議会については、区長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(略)